下 水 道 の お 知 5 世

9月10日は「下水道の日」

平成23年度下水道推進標語 ~下水道 生きものすべての いのちのわ~

下水道まつり中止のお知らせ

震災の影響により中止となり 「下水道まつり」は、 年9月に開催している 今年度は

今年度の下水道工事箇所

▼二本松処理区

舗装…金色、 管渠布設…金色、 地内ほか 向原、 向原、作田 (約2.7km) 作田、茶

園二丁目ほか

▼安達処理区 (約18,800㎡)

管渠布設…油井字油井町地内 (約0.1 km)

舗装…油井字油井町、

新田町

ほか

(約5,400㎡

次のとおりです。 をお願いします。 周辺住民の皆さんのご協力 今年度の下水道工事箇所は

にして川へ流すので水環境が 汚水を下水処理場できれい

世代に残しましょう。

利用しましょう『下水道』

下水道の効果

から解放されます。 化槽の管理といった煩わしさ 使用できるようになります。 ①トイレをさわやかにします また、くみ取りの心配や浄 清潔で快適な水洗トイレが

②まちをきれいにします

で、 防ぎ、伝染病の予防にも役立 また、蚊や蝿などの発生を 汚水が側溝に流れ出ない 悪臭がなくなります。

③川をきれいにします

改善されます。 二本松の美しい自然を次の

①下水道への接続義務

ません。 遅滞なく、排水設備を設置し 下水道へ接続しなければなり いる建物の所有者は、供用後 現在、 (下水道法第10条第1項)

②水洗便所への改造義務

せん。 所有者は、供用開始から3年 水道に接続しなければなりま 以内に水洗便所に改造し、下 (下水道法第11条の3第1項) くみ取り便所がある建物の

③建物を新築、 方の義務

できません。 続された水洗便所以外は使用 増改築される方は下水道に接 下水道供用区域内で、新築 (建築基準法第31条)

用(下水道が利用できる)区域 内の皆さんが下水道を利用す 下水道の効果は、下水道供 皆さんの義務です

道への接続が義務づけられて います。 そのため、法律により下水 れるものです。 ることにより、

初めて発揮さ

《法律のポイント》

浄化槽が設置されて

増改築される

排水設備工事の融資に

対する利子を負担します

きます。 ら無利子(利子は市が負担)で の接続工事の際、 資金の融資を受けることがで の改造工事または下水道へ くみ取り便所から水洗便所 金融機関か

続き等詳しくは左記へお問い 合わせください。 融資条件、 融資限度額、 丰

浄化槽雨水貯留施設

して利用することができます。 改造し、庭木などの水やりと が、浄化槽を雨水貯留施設に を設けています。 していただくようになります なった浄化槽は基本的に撤去 た費用の一部を助成する制度 市では、この改造にかかっ 下水道接続により不用と **転用助成金制度**

助成金額

費用の2分の1以内 5万円を限度とします)

◎問い合わせ… 下水道課下水道管理係

☎(55)5138

やすらぎの丘

全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又 ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

☎0243-22-5598

店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

5598 20-03-00